（単位　円）

入札（見積）執行調書

令和　３年　５月２４日
午前　９時３０分　執行

工事番号	給水第１１号
工事名	三条新田畑地内ほか小口径配水管布設工事
工事場所	一宮市三条字新田畑地内ほか

指名業者	第１回	第２回	第３回	請負代金額
船橋設備(株)一宮支店	1,850,000	1,800,000	決定	1,980,000
		予定価格 （消費税及び地方消費税を含まず）		1,830,000

工事種別	随意契約理由
水道施設工事	本工事は、給水申込みに伴う工事であり、工事の円滑かつ適切な施工を確保する必要があるため、地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第６号の規定により随意契約とし、当該宅地内工事業者に対して発注するものです。ただし、配水管布設工事負担金が発生する場合は手数料・加入金・負担金の納入が確認出来次第、契約を締結するものです。